

太田市の利用者負担額(保育料)について

令和8(2026)年度 前期

※1号(教育)認定を受けて通っている方と3歳児以上で2号(保育)認定を受けて通っている方は利用者負担額(保育料)は無償で0円となります。

太田市利用者負担額(保育料)表

単位:円

在籍児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額(3号は主食・副食費を含む)					副食費(おかず代)									
階層	階層	区分	多子(きょうだい)カウント	2026(令和8)年4月1日において					1号	2号(3歳児以上)								
				第1子(注3)		第2子(注3)		第3子(注3)	1号	2号								
				3号(3歳未満)		3号(3歳未満)		3号(3歳未満)	教育	保育								
1号	2・3号			保育		保育		標準時間	標準・短時間									
				標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準・短時間										
1	1	生活保護世帯等(注1)	年齢制限無し	0	0	0	0	0	国免除	国免除								
2	2	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0										
3	3	市町村民税均等割のみ課税世帯		6,600	6,500	3,300	3,250	0										
4	4	要保護世帯等(注2)	2,200	2,200	0	0	0											
		48,600円未満	7,900	7,800	3,950	3,900	0											
5	5	要保護世帯等(注2)	2,200	2,200	0	0	0											
		48,600円	11,200	11,000	5,600	5,500	0											
6	6	48,601円以上 54,000円未満	年齢制限無し	2,200	2,200	0	0	0			国免除	徴収						
		要保護世帯等(注2)											2,200	2,200	0	0	0	
7	7	54,000円以上 56,000円以下	年齢制限無し	2,200	2,200	0	0	0					国免除	徴収				
		要保護世帯等(注2)							2,200	2,200					0	0	0	
8	8	56,001円以上 57,700円未満	年齢制限無し	2,200	2,200	0	0	0	国免除	徴収								
		要保護世帯等(注2)													2,200	2,200	0	0
9	9	57,700円以上 58,000円未満	年齢制限無し	2,200	2,200	0	0	0							国免除	徴収		
		要保護世帯等(注2)															2,200	2,200
10	10	58,000円以上 64,000円未満	年齢制限無し	2,200	2,200	0	0	0									国免除	徴収
		要保護世帯等(注2)																
11	11	64,000円以上 68,000円未満	年齢制限無し	2,200	2,200	0	0	0			国免除	徴収						
		要保護世帯等(注2)																
12	12	68,000円以上 74,000円未満	年齢制限無し	2,200	2,200	0	0	0					国免除	徴収				
		要保護世帯等(注2)																
13	13	74,000円以上 77,101円未満	年齢制限無し	2,200	2,200	0	0	0	国免除	徴収								
		要保護世帯等(注2)																
14	14	77,101円以上 78,000円未満	年齢制限あり	17,500	17,200	8,750	8,600	★							徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)		
		市町村民税所得割課税額(年額)																
15	15	78,000円以上 84,000円未満	年齢制限あり	18,000	17,700	9,000	8,850	★									徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		78,000円以上 84,000円未満																
16	16	84,000円以上 89,000円未満	年齢制限あり	18,800	18,500	9,400	9,250	★			徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)						
		84,000円以上 89,000円未満																
17	17	89,000円以上 97,000円未満	年齢制限あり	24,000	23,600	12,000	11,800	★					徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)				
		89,000円以上 97,000円未満																
18	18	97,000円以上 102,000円未満	年齢制限あり	28,000	27,500	14,000	13,750	★	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)								
		97,000円以上 102,000円未満																
19	19	102,000円以上 109,000円未満	年齢制限あり	32,000	31,500	16,000	15,750	★							徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)		
		102,000円以上 109,000円未満																
20	20	109,000円以上 115,000円未満	年齢制限あり	40,000	39,300	20,000	19,650	★									徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		109,000円以上 115,000円未満																
21	21	115,000円以上 133,000円未満	年齢制限あり	37,000	36,400	18,500	18,200	★			徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)						
		115,000円以上 133,000円未満																
22	22	133,000円以上 151,000円未満	年齢制限あり	45,000	44,200	22,500	22,100	★					徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)				
		133,000円以上 151,000円未満																
23	23	151,000円以上 169,000円未満	年齢制限あり	37,000	36,400	18,500	18,200	★	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)								
		151,000円以上 169,000円未満																
24	24	169,000円以上 190,000円未満	年齢制限あり	45,000	44,200	22,500	22,100	★							徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)		
		169,000円以上 190,000円未満																
25	25	190,000円以上 211,200円以下	年齢制限あり	40,000	39,300	20,000	19,650	★									徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)
		190,000円以上 211,200円以下																
26	26	211,201円以上 235,000円未満	年齢制限あり	37,000	36,400	18,500	18,200	★			徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)						
		211,201円以上 235,000円未満																
27	27	235,000円以上 301,000円未満	年齢制限あり	45,000	44,200	22,500	22,100	★					徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)				
		235,000円以上 301,000円未満																
28	28	301,000円以上 397,000円未満	年齢制限あり	40,000	39,300	20,000	19,650	★	徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)								
		301,000円以上 397,000円未満																
29	29	397,000円以上	年齢制限あり	37,000	36,400	18,500	18,200	★							徴収(施設が定める額を支払う)	徴収(施設が定める額を支払う)		
		397,000円以上																

(注1) 生活保護世帯等とは、生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯です。また、児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの及び第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者についても生活保護世帯等に含まれます。

(注2) 要保護世帯等とは、ひとり親世帯(医療母子父子認定、児童扶養手当受給者)や世帯員に障害者手帳(療育手帳等)を持つ世帯のことです。

(注3) 利用者負担額(保育料)について、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業に同時就園している場合は、2人目児童の利用者負担額を半額(表の第2子を参照)、3人目以降の児童の利用者負担額を無料(表の第3子を参照)としています。つまり保育園等を利用する最年長の児童が第1子カウントとなります。

- 利用者負担額は保護者の市町村民税額(税額控除前の所得割額)を基に算定します。市町村民税が未申告の場合は最高階層(第24階層もしくは第8階層)として算定します。
- 3号認定が満3歳になり2号認定を改めて受けた場合、年度中(2歳児クラスの間)の利用者負担額(保育料)は3号認定のままであり、翌年度の利用者負担額(保育料)から2号認定の無料となります。
- 1号及び2号認定の主食費・副食費については、利用者負担額に含まれていません。施設が定める費用を支払う必要があります。
- 利用者負担額(保育料)、主食費・副食費の他に、施設が定める必要経費(教材費、送迎費ほか)の徴収がされる場合があります。詳細は直接施設にお問合せください。
- 副食費については、国の制度として、①1号認定で市民税所得割額が77,101円未満の世帯、②2号認定で市民税所得割額が57,700円未満の世帯、③2号認定で要保護世帯(注2)の場合は77,101円未満の世帯、④1号認定および2号認定で同時就園の第3子以降の場合の、①から④いずれかに当てはまる場合は副食費(おかず代)が免除になります。  
同時就園の第3子とは、1号認定は世帯の生計を一にする小学3年生までの児童を上から順に数えて3番目、2号認定は世帯の生計を一にする就学前で保育施設等を利用している児童を、上から順に数えて3番目となります。
- 2026年4月1日時点の状況です。今後変更となる可能性があります。

裏面もご覧ください

## ○第3子以降子どもの利用者負担額(保育料)免除(減免)申請について

### <太田市独自制度>

※申請がない場合や税関係書類が未提出の場合は、免除の対象となりません。

※年少以上の教育・保育給付認定児童は第3子以降の利用者負担額(保育料)免除の申請は不要です。

※年度当初(4月1日現在)3歳未満の児童のうち、教育給付認定児童は申請不要、保育給付認定児童は申請が必要です。

#### 1) 支援内容

第3子以降の子どもの施設の利用者負担額(保育料)が免除(減免)になります。

#### 2) 対象要件

- ① 婚姻していない子どもを3人以上養育していること
- ② 親子の住所が太田市にあること

#### 3) 申請期間

上記「対象要件」に当てはまる方は、決定通知が届き次第、入園月の前月末までに申請して下さい。

#### 4) 申請方法

決定通知に同封している2次元コードよりWeb申請

※Web申請が難しい方は、こども課窓口にて受付します。



第3子以降保育料減免に関する問い合わせ先  
太田市役所こども課入園児童係  
電話 0276-47-1943

## ○給食費の助成について

### <太田市独自制度・私立>

#### 1) 支援内容

私立幼稚園、認可保育園、認定こども園に通う子どもの給食費を助成します。

#### 2) 申請方法等

くわしくは右の2次元コードより太田市HPをご確認ください。

対象者には申請案内をSMS(携帯電話へのショートメッセージ)で送付または郵送します。

案内に従い申請してください。



給食費に関する問い合わせ先  
太田市役所こども課こども政策係  
電話 0276-47-1942

## ○利用者負担額(保育料)の算定について

2026(令和8)年度の利用者負担額は、父母及び同居(住所同一及び生計同一を含む)の祖父母等(※注)の、4月から8月までは2025(令和7)年度市町村民税額、9月から3月までは2026(令和8)年度市町村民税額で決定します。

(※注)次の①から③の場合は、祖父又は祖母等の市町村民税額を家計の主宰者として合算し利用者負担額を決定します。

合計所得金額については、4月から8月の利用者負担額については前々年のものとし、9月から3月の利用者負担額については前年のものとします。

① 祖父母等が入園児童や父母を市町村民税や健康保険等の扶養控除の対象としており、かつ父母が市町村民税非課税の場合

② 母又は父と祖父母等が同居のひとり親世帯で、合計所得金額が次の基準以下かつ父母が市町村民税非課税の場合  
母又は父の合計所得金額が、子どもが1人の場合55万円以下、2人以上の場合75万円以下

③ 父母と祖父母等が同居の父母世帯で、合計所得金額が次の基準以下かつ父母が市町村民税非課税の場合  
父母の合計所得金額の合算が、子どもが1人の場合105万円以下、2人以上の場合118万円以下

(父または母の合計所得金額が赤字の場合は0円として合算する)

## ○利用者負担額(保育料)の納付について

私立保育園の利用者負担額の納付方法は、口座振替又は納付書(現金納付)となります。納付書での納付は、市指定金融機関・市役所こども課入園児童係でお願いします。保育料を滞納した場合は、督促状等が発行されます。定められた納期限に納付されない方に対しては延滞金が発生します。指定の期日までに完納していただけないときは、退園・財産処分(差し押さえ)の適用もありますのでご注意ください。

認定こども園・幼稚園・公立保育園・小規模保育事業施設の利用者負担額は、利用する施設の指定する方法で施設へお支払いください。

## ○認定変更申請(保育料変更)の手続きについて

① 保育の有無等の変更(教育認定と保育認定の利用変更)、認定の変更(認定事由、時間区分、認定期間)

② 利用者負担額(保育料)の変更(市町村民税の申告、婚姻、離婚、世帯員の増減がある一部転居、ひとり親の認定及び解除、児童扶養手当の受給及び解除、障がい者と同居及び別居、障がい者手帳の認定及び解除、生活保護の認定及び喪失等)に係るもの

※毎月20日までに、こども課(市内保育施設へ通園している場合は施設への提出も可)まで申請をしてください。原則、申請受付月の翌月の1日から変更になりますが、②については、事由発生日の翌月から変更になります(保育料が変更になる可能性があります、年度を超えた遡及はできません)。

※市町村民税額の変更などの事実をこども課が把握した場合、保護者からの変更申請を待たずに職権により利用者負担額(保育料)を改定することがあります。

問い合わせ先 保育園・認定こども園・幼稚園等、第3子以降保育料免除について ⇒ こども課入園児童係(本庁舎3階) TEL0276-47-1943  
給食費助成について ⇒ こども課こども政策係(本庁舎3階) TEL0276-47-1942  
企業主導型保育事業の利用者負担額について ⇒ 通園中の企業主導型保育施設へ直接問合せください。